建設工事の現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いの改正について

1. 改正理由

建設業法施行令の一部を改正する政令（令和４年政令第３５３号）が公布され（令和５年１月１日施行）、主任技術者及び監理技術者の専任配置が必要となる請負金額の要件が緩和されたことに伴い、現場代理人の常駐義務の緩和範囲を同様の金額に拡大する。

2. 改正概要

現場代理人の常駐義務緩和要件の内、個々の工事の請負代金額の要件について、「３，５００万円未満（建築７，０００万円未満）」から「４，０００万円未満（建築８，０００万円未満）」に改める。

3. 施行日

令和５年１月１日